

豪雪対策に関する緊急決議

平成二十七年二月十六日

豪雪対策特別委員会

今冬は、昨年十二月より北日本及び東日本の日本海側を中心に広範囲かつ断続的な大雪が続いたことにより、主要道路の通行止めや公共交通機関の不通などの交通障害をはじめ、高齢者の除雪・排雪作業中の事故や空き家などの建物の倒壊、農作物等への被害により、住民生活に多大なる影響が出ている。

降雪期は今まさにピークを迎え、高齢化が進み、厳しい財政状況にある豪雪地域の現況に鑑み、地域住民の安心・安全の確保に万全を期すため、下記により迅速かつ強力な支援措置を講ずるよう、緊急に要請する。

○今冬の緊急対応を要するもの

- ①平成26年度特別交付税の算定に当たっては、今冬の大規模な降雪に見舞われた地域において、除排雪経費に重点配分するとともに、すでに複数回専決処分をせざるをえなかった多くの自治体を鑑み、前倒し交付の実施を図るなど、必要な財政上の措置を講ずること。
- ②自治体向けの除雪補助の拡充及び機動的な運用を図ること。
- ③市町村道に係る除排雪経費について、高齢者の生活道路や通学路の安全確保等のため、臨時特例措置を講ずるなどの特段の配慮を図り、雪害への対応に万全を期すとともに、国・地方自治体間の連携を強化すること。
- ④市町村が行う空き家、高齢者世帯等の除排雪対策への国の支援の充実を図るとともに、より一層の雪捨場の確保を図ること。
- ⑤農林水産物や農林水産業用施設に対する被害について、必要かつ十分な支援措置を講ずること。

○今後の対応を要するもの

- ①特別交付税の算定の参考にしている気象庁の観測地点の増設・見直しを図ること。
- ②防雪柵や矢羽根、防雪構造を有する信号機の整備など、豪雪に対応した交通設備の充実を図ること。
- ③公共設備の避難所機能を強化すること。

以上